

代車レンタカーご利用のお客様各位

本日は代車レンタカーをご利用頂き誠にありがとうございます。
ご利用にあたりご注意いただきたい点について、以下のとおりご案内します。
なお、車両の取扱いについては装備の説明や計器類の操作方法が詳しく記載されている「**車両取扱説明書**」をご一読いただきますようお願い申し上げます。
また、運転される際は**安全運転の励行**をお願い申し上げます。

1 ご利用代車レンタカーの延長について

ご利用期間中の契約時間及び日数を延長される場合は、必ず当店までご連絡をお願いいたします。次に**ご利用頂くお客様にご迷惑をかけるばかりでなく、延長中に万一事故が発生した場合は、保険の適用が受けられないことがあります。**
ご契約を延長される場合は、延長料金が必要となりますのでご了承ください。

2 ご利用燃料について

返還時は燃料満タンでご返却ください。満タンで返却いただけない場合は、走行距離で換算して精算させていただきます。

走行距離 1 kmにつき **15円（税別）** で精算させていただきます。

詳しくはご利用店舗にお問い合わせください。

3 日常点検について

数日にわたりご利用いただく場合は、運転される前に外装チェック、車載備品の有無、冷却水・オイルの確認など点検を実施してください。

※道路運送法により運転される方が使用する前に点検するように定められております。

(レンタカー日常点検表(お客様控)の裏面をご使用ください)

4 故障した場合のご対応について

当店は、代車レンタカーの車両整備には細心の注意を払い点検しておりますが、万一車の異常にお気づきになりましたら**「道路交通法」の定めにより安全な場所までの移動**をお願いいたします。**高速道路・自動車専用道路では三角停止板の設置**をお願いいたします。

5 保険について

「補償内容」 事故の際に発生した損害については、以下の内容で補償いたします。

対人賠償補償	1名につき無制限（自賠責保険分を含む）
対物賠償補償	1名につき無制限（自己負担額5万円）
人身傷害補償	1名につき5,000万円まで
車両補償	時価額（自己負担額5万円）

- 上記補償額を超えた損害、又は以下に記載の「**注意事項**」に記載した保険が適用されない損害に該当した場合は、お客様の**実費負担**となります。
- 対物賠償および車両損害事故が発生した場合は、お客様の**自己負担**としてそれぞれ**5万円（合計で最大10万円）**がかかりますので、ご了承ください。

※お客様の希望により、ご自身でご加入の自動車（任意）保険の「他車運転危険補償特約」を優先頂くことも可能です。

6 事故が発生した場合のご対応について

「発生現場での処置対応」

1. けが人を救護してください。（病院にて受診するようお勧めください）
2. 車両を安全な場所にご移動ください。
3. 警察へ連絡し相手方と双方で事故届出をお願いいたします。
4. その場で**絶対に示談はしない**でください。（特に注意が必要です）
5. 必ず以下に記載の当店と保険会社までご連絡ください。

「事故・故障発生時の連絡先」

★連絡先：**当店まで**（本資料の最終ページに掲載）

当店スタッフが処置の方法をご説明いたします。

★保険会社：**損保ジャパン 事故受付専用電話番号（24時間365日受付）**

TEL：0120-256-110

事故・故障で**代車レンタカー**が走行不能の場合は**ロードサービス**にもお電話ください。

ロードサービス：0120-365-110

7 事故時のご連絡内容について

1. いつ 事故発生年月日・時刻
2. どこで 事故発生の場所(町名・番地・道路名)
3. 誰が 相手方の氏名、住所、連絡先 等
4. 何をどうして 事故原因、内容
5. どうなった 届出警察、相手方の状況(損害状況・入院先等)

8 注意事項

《保険が適応されない主なケース》

代車レンタカーを運転される前に必ずご一読ください。

特にお気を付けいただきたいところを赤字で表記しております。

1. 事故時に警察及び当社へのご連絡など所定の手続きがなかった場合
2. 当該代車に関する自動車保険の約款において免責事項に該当する場合
 - ◇ 故意または重過失による事故
 - ◇ 飲酒及び酒気帯び運転中の事故
 - ◇ パンク等タイヤ単独の損傷
 - ◇ 無免許運転の事故
(運転免許停止期間中や運転できる自動車の種類に違反している場合を含む)
 - ◇ 又貸している間に起きた事故
 - ◇ お客様が所有、使用、管理する財物の損害
 - ◇ 各種テスト・競技・曲技(練習を含む)に使用、又は他車けん引・後押しに使用した場合
 - ◇ 契約書記載の運転者以外の事故
 - ◇ 薬物を使用しての運転中の事故
 - ◇ 鍵の紛失、盗難、破損
 - ◇ 事故の際に無断で示談した場合
3. 代車レンタカーの貸渡約款に違反した場合
4. 使用、管理上の落ち度があった場合ほか
 - ◇ 代車レンタカー装備品の破損・汚損または盗難・紛失による損害
 - ◇ 車内にあるお客様の持ち物(貴重品を含む)の紛失または盗難の損害
 - ◇ タイヤチェーン・キャリア・チャイルドシートの取付及び、装備不良による損害
 - ◇ 使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や臭気、腐食等の補修費
 - ◇ 海岸、河川敷又は林間等を走行した時の車両損害
(維持・管理された道路以外での事故)
 - ◇ 給油時の燃料種別の間違いにより生じた補修費
 - ◇ 迷惑(違反)駐車に起因した損害
 - ◇ 無断延長
 - ◇ ホイールキャップの紛失・破損
 - ◇ パンク修理キット代^(注)

(注) スペアタイヤへの交換、スペアタイヤがない車両のパンク時には車載パンク修理キットを使用せず、ロードサービスへご依頼ください(損害保険会社のロードサービス指定条件内であれば無料)。やむを得ずキットを使用した場合にはキット代をご負担いただきます。

9 駐車違反違約金について

- 違反があった場合は貸出店舗まで必ずご通知ください。

- 万一、放置駐車違反の確認標章が取り付けられた場合、
 - ①速やかに管轄の警察署に出頭し、所定の手続きを完了してください。
 - ②指定の金融機関で反則金の納付を完了してください。
 - ③ご返却時に「交通反則告知書」及び領収日付のある納付書・領収証書等の書類を確認させていただきます。

- 「交通反則告知書」及び「納付書・領収証書等」をご提示いただけない場合(反則金の納付が確認できない場合)は、以下の違約金をお支払いいただきます。

※放置違反金相当額及び、諸経費等を違約金として請求させていただきます。

※後日反則金を納付し、「交通反則通知書」及び「納付書・領収証書等」をご提示いただければ、違約金をご返金させていただきます。ご返金につきましては指定口座へのお振込みとなり、振込手数料はお客様のご負担となります。

※反則金納付の確認が取れない場合、及び違約金のお支払いをされなかった場合は、(社)全国レンタカー協会のシステムへ登録されますので、同協会に加盟するレンタカー会社は、該当のお客様へ以後のレンタカーのご利用をお断りする場合がございます。

10 ノンオペレーションチャージについて

万一、事故・盗難・汚損等を起こされ、車両の修理・清掃等が必要となった場合、責任の有無を問わず、その期間中の営業補償として保険使用時の自己負担額とは別に下記金額を申し受けます。

1	自走して当社又は当初の返還予定地に返還した場合	20,000円
2	自走できず当社又は当初の返還予定地に返還できなかった場合	50,000円

以上

株式会社北日本オートボックス